



青森県報

第二千百十号

平成十四年十二月九日(月曜日)

目次

規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則.....	(林政課) 一
告示	

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正.....	(総務学事課) 二
生活保護法による施術者の指定.....	(健康福祉課) 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課) 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同) 三
道路の区域の決定.....	(道路課) 三
道路の区域の変更.....	(同) 三
道路の供用の開始.....	(同) 三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	(経営振興課) 六
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課) 六

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)あつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数.....	(事務局) 七
--	---------

監査委員

監査結果に対する措置の公表..... (事務局) 七

規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十七号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号を次のように改める。

- 一 水土保全林整備事業
- 二 共生林整備事業
- 三 資源循環林整備事業
- 四 機能回復整備事業
- 五 フォレスト・コミュニティ総合整備事業
- 六 森林災害復旧事業

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成十四年度分の補助金から適用し、平成十三年度分までの補助金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百二十三号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

第五十二号を第五十三号とし、第二号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 青森県住民参加型ミニ市場公募債

青森県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
飯村裕子	弘前市大字上瓦ケ町一の一の四	廣寛堂	弘前市大字上瓦ケ町一の一の四	平成十四・一〇・一

青森県告示第六百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名 又 は 名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
川有限会社細川センター	南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本の七の二	訪問介護	川有限会社細川センター	南津軽郡浪岡町大字浪岡字林本の七の二	平成十四・二・二七
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二の二の三	痴呆対応 共同生活 介護	グループホームわらび	五所川原市大字水野尾字懸樋二の二の五	〃
医療法人鶴豊会	弘前市大字高田一丁目一〇の七	痴呆対応 共同生活 介護	グループホームさくらばやし	弘前市大字桜林町三の一	〃
有限会社ケアサービスたんぼぼ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	訪問介護	有限会社ケアサービスたんぼぼ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	〃
拓新設計株式会社	青森市大字小柳一字朽葉二三の一	痴呆対応 共同生活 介護	グループホームやまびこ荘	青森市大字大矢沢字里見二〇九	〃
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問介護	ホームヘルプステーションイタヤ荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六	〃
社会福祉法人白銀会	八戸市大字白銀字八戸ケ丘五の三	痴呆対応 共同生活 介護	グループホームひかる	八戸市白銀五丁目八の二	〃
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	痴呆対応 共同生活 介護	グループホームはしかみ苑	上北郡階上町着前西北七丁目九の四〇七	〃

社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	訪問介護	はるが丘訪問入浴センター	上北郡六戸町大字犬落瀬五九の五四	八戸市東白山西二丁目二の一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	訪問介護	はるが丘ホームステーション	上北郡六戸町大字犬落瀬五九の五四	八戸市東白山西二丁目二の一
社会福祉法人東幸会	八戸市大字大久保字生平四の七七	通所介護	特別養護老人ホームサンシャイン	八戸市東白山西二丁目二の一	八戸市東白山西二丁目二の一

青森県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

有限会社ケアサービスたんぽぽ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	有限会社ケアサービスたんぽぽ	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六の二	平成十四年十二月
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	「ゆづじょう」居宅介護支援事業所	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の一	〃
財団法人シリヤードコーポレーション	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	居宅介護支援事業所 ケアポート	上北郡下田町字上山二六〇八の五	〃

青森県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域

を次のように決定したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字糠塚字大開二の三から八戸市大字中居林字道合二五の三まで	二六・〇〇メートルから一五五・〇〇メートルまで	一、九〇五・〇メートル	

青森県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次とおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

13		12		11		10		9		8		7		6			
県道		県道		県道		県道		国道		国道		国道		県道			
八戸階上線		大町三沢線		線 米山菅蒲川		九艘泊脇野 沢線				三三八号		二七九号		線 八戸野辺地			
三戸郡階上町大字道仏字大蛇二一七の五四から 三戸郡階上町大字道仏字濱久保一五まで		三沢市深谷三丁目一五五の三から 三沢市三川目四丁目六九の二〇まで		西津軽郡森田村大字床舞字藤山三〇八の一から 西津軽郡森田村大字山田字神崎二二の一まで		下北郡脇野沢村大字脇野沢字瀨野川目三一の一から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢二一七まで		下北郡脇野沢村大字脇野沢字瀨野川目三一の一から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村八三まで		下北郡佐井村大字佐井字湯の川越国有林二八五林班ろ ₁ 小 班から 下北郡佐井村大字佐井字湯の川越国有林二八六林班は ₂ 小 班まで		下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢二二六の三から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢一九九の一〇まで		むつ市大字奥内字金谷沢一の二八から むつ市大字奥内字今泉一四三の一まで		上北郡東北町字向旗屋七四の一から 上北郡東北町字向屋敷二九の一まで	
後	前	前	後	前	後	後	前	後	後	前	後	前	後	前	後	前	
一七・〇〇メートルから	一七・〇〇メートルまで	八五・五〇メートルから	四五・〇〇メートルまで	二〇七・五〇メートルから	四一七・五〇メートルまで	二六九・五〇メートルから	二六九・五〇メートルまで	一三六・〇〇メートルから	一三六・〇〇メートルまで	九三二・〇〇メートルから	一三七・〇〇メートルまで	二三七・〇〇メートルから	四一〇・四〇メートルまで	六七〇・八〇メートルから	五〇一・〇〇メートルまで	二三八・五〇メートルから	
一五〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	三、二六七・〇〇メートル	三、二六七・〇〇メートル	三三六・〇〇メートル	三七二・〇〇メートル	三七二・〇〇メートル	一、一七〇・〇〇メートル	四八四・〇〇メートル	四八四・〇〇メートル	三七〇・〇〇メートル	三七〇・〇〇メートル	一五〇・〇〇メートル	一、五四〇・〇〇メートル	一、五四〇・〇〇メートル	五六〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
八戸大野線	三戸郡階上町大字田代字平畑三のーから三戸郡階上町大字田代字銭時四の四四まで	平成一四・三・一〇

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）柳川ショッピングセンター
青森市柳川二丁目四の二二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森木材防腐株式会社
青森市柳川二丁目四の二二

代表取締役 小笠原金哉

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十二月九日から平成十五年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月九日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
西津軽郡柏村大字桑野木田字幾世九の二、九のー五、九のー六、二四のー一、二四の四から二四のー〇まで、三五の七から三五のー八まで、九七の二から九七の四まで及び一〇のー一から一〇の三まで、字幾世二三のー一先外（国有財産）	柏村
黒石市錦町二のー、二の二及び三五のー	秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 マックスバリュ東北株式会社
八上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一の八	青森市本町一丁目二のー一五 日本原燃株式会社
三戸郡五戸町大字切谷内字堤頭四のー四	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の六二二 東北三吉工業株式会社

十和田市東四番町二の五、二の九
一の二六、二の二四、二の二九
及び二の三三

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
マックスバリュ東北株式会社

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十四年十一月二十五日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二、八八九 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二六五、七三五 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、九七七 人
西津軽郡選挙区	一八、三七一 人
南津軽郡選挙区	二六、二〇一 人
北津軽郡選挙区	一七、二〇九 人
上北郡選挙区	三一、〇二九 人
下北郡選挙区	一〇、六六五 人
三戸郡選挙区	二四、六二四 人
青森市選挙区	七九、六三六 人
弘前市選挙区	五二、一六〇 人
八戸市選挙区	六四、〇六四 人
黒石市選挙区	一〇、五七〇 人
五所川原市選挙区	一三、三四七 人
十和田市選挙区	一六、六七三 人
三沢市選挙区	一一、二九九 人
むつ市選挙区	一三、三一六 人

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成14年11月11日付け青監査第104号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年12月9日

青森県監査委員

回	片 谷 稔
回	橋 本 敏 子
回	須 藤 健 夫
回	山 内 崇

監査箇所名	監査結果	措置の内容
労政・能力開発課	<p>旅費において、精算が適正に行われていないものがある。補助金において、事務処理が適切でないものがある。</p>	<p>2件分41,200円について、平成14年9月3日に返納いたしました。今後とも復命書等の確認を徹底して、精算手続を適正に行います。基本的な事務手続の誤りであり、支払・財務事務研修への職員派遣や予エツク体制を強化するなどして、適正な執行に努めます。</p>

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青森県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭